

離島航路整備事業費補助金の支出に関する措置請求

(受付日：平成 24 年 8 月 9 日)

1 請求内容（要旨）

宇和島市は、離島航路整備法に基づき、盛運汽船(株)に対して補助金を支出しており、宇和島市が支出した補助金の半額程度を、愛媛県が宇和島市に対して補助している。

当該補助金は、盛運汽船(株)の航路損益計算書に基づいて、赤字補填の趣旨で支出されているが、盛運汽船(株)は、航路の経費を水増しして補助金の交付を受けているので、補助金の支出は違法・不当である。

このため、知事に対し、過去 10 年間にわたって宇和島市に支出した補助金の返還を求めするために必要な措置を講じるよう請求する。

2 監査委員の決定

却下

3 決定（却下）の理由

平成 22 年度の本件補助金の支出日は平成 22 年 10 月 1 日であるから、本件請求のうち、平成 22 年度以前に支出した本件補助金については、地方自治法第 242 条第 2 項に定める請求期間を経過しており、かつ、同項ただし書の正当な理由があるとは認められず、不適法な請求である。

また、本件請求のうち、平成 23 年度に支出した補助金に係る部分については、請求人は次のとおり主張しているが、いずれも事実証明書の添付がなく、具体的かつ客観的な根拠がない。

- ・ 航路損益計算書には、船員費が 1 億円程度計上されており、修理費も 3,000 万円程度で、赤字額を多くするために虚偽の航路損益計算書を作成している可能性が高い。船員費は 6,000 万円以内で足りるはずである。
- ・ 役員報酬を船員費に含めているが、船員費は航路の経費を算出するためのものであるので含めることができないほか、2,000 万円という役員報酬の額は過大である。
- ・ 補助の対象となっていない航路についても補助を受けている可能性がある。

したがって、請求人の主張は、住民監査請求の要件である、違法又は不当な財務会計上の行為があるとする根拠を監査の端緒となり得る程度に具体的かつ客観的に示したものと認められず、かつ、違法又は不当な事実が存在することもうかがえないため、不適法な請求である。